

# 議 会 運 営 委 員 会

令和8年3月17日（火）

全員協議会終了後

開議 時 分

閉議 時 分

第4委員会室

## 出席者

〔委員〕岡本委員長、小川副委員長、

今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員

〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長

〔委員外議員〕遠藤議員、森谷議員

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長

〔事務局〕下間局長、濱見次長、森井庶務係長

---

## 議 題

- 1 令和8年6月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料1
- 2 重要案件の意見交換会の案件について 資料2
- 3 浜田市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の改正について 資料3
- 4 令和8年3月定例会議での問題点や課題等について 資料4
- 5 浜田市議会基本条例の運用等について 資料5
- 6 その他

## 令和8年6月定例会議日程(案)

		期間	日程案	会場	開始時間等	
5月	25日	月	総務委員会	全員協議会室	10時～	
	26日	火	文教厚生委員会	全員協議会室	10時～	
	27日	水	産業建設委員会	全員協議会室	10時～	
	28日	木				
	29日	金				
	30日	土				
	31日	日				
6月	1日	月				
	2日	火				
	3日	水				
	4日	木	全員協議会	全員協議会室	10時～	
			請願・陳情・意見書・決議書締切		【締切】 13時	
	5日	金				
	6日	土				
	7日	日				
	8日	月				
	9日	火	一般質問通告書メール、FAX受付締切		【締切】 11時	
	10日	水	一般質問通告締切		【締切】 11時	
	11日	木	議会運営委員会	全員協議会室	10時～	
			議会広報広聴委員会	第4委員会室	13時30分～	
	12日	金				
	13日	土				
	14日	日				
	15日	月	一般質問説明用補助資料提出締切		【締切】 12時	
	16日	火				
	17日	水				
	6月	18日	木	1 開会 提案説明	議場	10時～
				全員協議会	全員協議会室	本会議終了後
総務委員会				第1委員会室	全員協議会終了後	
文教厚生委員会				第2委員会室	全員協議会終了後	
産業建設委員会				第3委員会室	全員協議会終了後	
19日		金	2 一般質問	議場	10時～	
20日		土	3			
21日		日	4			
22日		月	5 一般質問	議場	10時～	
23日		火	6 一般質問	議場	10時～	
24日		水	7 一般質問	議場	10時～	
			議案質疑通告締切		【締切】 11時	
25日		木	8 議案質疑	議場	10時～	
26日		金	9 総務委員会	全員協議会室	10時～	
27日	土	10				
28日	日	11				
29日	月	12 文教厚生委員会	全員協議会室	10時～		
30日	火	13 産業建設委員会	全員協議会室	10時～		
7月	1日	水	14 予算決算委員会	全員協議会室	10時～	
	2日	木	15 予算決算委員会 (予備)	全員協議会室	10時～	
	3日	金	16 採決	議場	10時～	
			全員協議会	全員協議会室	本会議終了後	
		議会運営委員会	第4委員会室	全員協議会終了後		

令和 8 年 3 月 6 日

議会運営委員会

委員長 岡 本 正 友 様

総務委員会 委員長 沖 田 真 治

文教厚生委員会 委員長 足 立 豪

産業建設委員会 委員長 村 木 勝 也

重要案件の意見交換会の案件の提出について（回答）

令和 8 年 2 月 17 日付けで依頼のありました標記の件について、委員会を開催し協議した結果、下記のとおり回答します。

## 記

## ◆総務委員会

1	まちづくり施策について
2	公共交通について

## ◆文教厚生委員会

1	子ども施策について
2	歴史文化保存展示施設について

## ◆産業建設委員会

1	浜田の食と観光について
2	浜田駅前周辺活性化について
3	産業建設委員会所管事項（商工・農林水産・観光・建設・道路維持・公園等）について

## 新規・改正規程概要説明資料

担当課名称 議会事務局

1	区 分	新規・改正・廃止	規則・告示・訓令
2	題 名	浜田市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示	
3	目的・理由	「介護保険法」及び「出入国管理及び難民認定法」の一部が改正されること等に伴い、当該施行規程において引用している定義に係る条項等について、所要の改正を行うものです。	
4	概 要	<p>1 介護保険法の一部改正に伴うもの（第 2 条関係）            （改正前）第 12 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号            （改正後）第 201 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等</p> <p>2 出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴うもの（第 2 条関係）            （改正前）第 19 条の 4 第 1 項第 5 号            （改正後）第 19 条の 4 第 1 項第 4 号</p> <p>3 その他規定の整理            他の法律の規定内容に合わせて改正</p>	
5	施行期日等	<p>告示日。ただし、次の改正については、それぞれに定める日</p> <p>上記 1 の改正 介護保険法の改正施行日（令和 8 年 4 月 1 日見込み）</p> <p>上記 2 の改正 令和 8 年 6 月 14 日（＝法改正日）</p>	

現行	改正後（案）
<p>（個人識別符号）</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法<b>第19条の4第1項第5号</b>の在留カードの番号</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<b>保険者番号及び加入者等記号・番号</b></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<b>保険者番号及び組合員等記号・番号</b></p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<b>保険者番号及び被保険者記号・番号</b></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号_____</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<b>保険者番号及び組合員等記号・番号</b></p> <p>(12)・(13) [略]</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<b>保険者番号及び被保険者番号</b></p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）<b>第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</b></p> <p>(17) [略]</p>	<p>（個人識別符号）</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法<b>第19条の4第1項第4号</b>の在留カードの番号</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<b>加入者等記号・番号等</b>_____</p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<b>組合員等記号・番号等</b>_____</p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<b>被保険者記号・番号等</b>_____</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号<b>又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号</b></p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<b>組合員等記号・番号等</b>_____</p> <p>(12)・(13) [略]</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<b>被保険者番号等</b>_____</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）<b>第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</b>_____</p> <p>(17) [略]</p>

## 浜田市議会個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

浜田市議会個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年浜田市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

### 附 則

この告示は、令和8年3月 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第5号の改正規定 令和8年6月14日
- (2) 第2条第16号の改正規定 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第14条の規定の施行の日

## ◆令和 8 年 3 月定例会議での問題点や課題等について

### 1. 一般質問について

### 2. 議案質疑について

### 3. 委員会審査について

### 4. 請願・陳情について

### 5. その他

【参考】12月定例会議での問題点や課題等の検討を受けての

## ◆令和8年3月定例会議に向けての決定事項等（まとめ）

### 1. 一般質問

- ①質問項目数 小項目は、全体で30項目以内とする
- ②質問時間 3月定例会議では、議員の持ち時間は30分としつつも、答弁時間と合わせて原則60分とし、議長判断で最長70分まで認める（試行的に実施）
- ③その他 個人名（議員・職員を含む）は発言しない
- ④持ち帰り事項 補助資料の枚数制限、内容等についてのルール化
  - ・資料の使用はあくまでも説明の補助手段であることに留意し、写真・グラフ・図表・地図のみとする
  - ・資料の枚数は通告した全ての質問をとして1人15以内
- ⑤遵守すべき事項（従来どおり変更なし：申し合わせや会議規則から抜粋）

### 2. 議案質疑

- ①持ち帰り事項 事前通告制の導入（別途決定）
  - ・議案に対する質疑は事前通告制とし、質疑をしようとする議員は、議案質疑開催日の1日前（市の休日を除く）の午前11時までに、議長に議案質疑発言通告書を提出するものとする。（ただし、議案の提案と議案質疑が同日の場合を除く。）なお、通告のあった議案の質疑終了後に、軽微な確認や新たな疑義が生じた場合は、議長の判断により、通告をしていない議員の質疑を認めることができる。
- ②遵守すべき事項（従来どおり変更なし：申し合わせや会議規則から抜粋）

### 3. 委員会審査

- ①委員会時間 時間や質問数の制限はできないため、各自が円滑な議事運営に努める

### 4. 請願・陳情

- ①遵守すべき事項（従来どおり変更なし：請願・陳情等取扱要綱、委員会条例から抜粋）

### 5. その他（全体的な事項を含む）

- ①議長・委員長の権限行使：議事整理を行い、円滑な運営を行う（会議規則にある発言の許可や禁止、時間等制限、一般質問の許可等）
- ②予算決算委員会：9月の決算審査及び3月の予算審査は午前9時から開催する。

◆議会基本条例の運用等について

資料5

1. 少数の会派から意見があった事項 → 条文や逐条解説の内容を踏まえ、各議員が意識・留意しながら議会活動を行っていく

①「達成されていない」という意見（一会派のみ）があった事項

条項・見出し	条文	逐条解説	現在出ている会派からの意見等	今後の対応（案）	今後の対応（案）に対する意見
前文	地域の自主性と自立性が必要とされる現在にあって、二元代表制の一翼を担う議会には、従来の議事機関としての役割と責務のみならず、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換等を重視した政策形成機能の更なる充実が求められている。 私たち浜田市議会議員は、石見人としての誇りと高い識見を備え、全国の地方議会の模範となる議会改革を掲げて絶えず精進し、全ての市民が安全で安心して暮らすことができるよう最大限の努力をしなければならない。 ここに、浜田市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、市民に開かれた信頼される地方政府を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。	二元代表制の意義を明確にし、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換会等を重視して、政策形成に取り組むことを述べています。浜田らしい基本条例の特徴をこの前文で表し、議会改革を掲げて絶えず精進していくこととしています。 条例制定時は「地方分権の時代を迎え」という当時の時代背景を明記していましたが、地方分権の意識は議会に根付いていることに加え、時代の移り変わりによらず普遍的な前文にするため、一部改正しました。（平成4年9月30日）			
第4条 議会改革の推進	第4条 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革の推進に努めるものとする。	議会が様々な社会状況の変化に対応しながら、絶えず議会の在り方について議論し、議会改革を推進していくこととしています。	【参政】 物価の上昇率に合わせて議員報酬も変動すべきだと考えます。	議員報酬について調査する際の参考意見とする	
第18条 政務活動	第18条 議員は、積極的に政策立案等のための調査研究その他の活動に努めるものとする。この場合において、政務活動費の交付を受けたときは、これを有効に活用するものとする。		【市民】 市内行動交通費の計上が個々の議員で出来ていない。	個々の判断であることの合意形成	

②「まあまあ達成」という意見があった事項

条項・見出し	条文	逐条解説	会派からの意見等	今後の対応（案）	今後の対応（案）に対する意見
第3条 議会の活動原則	第3条 議会は、市民の負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならない。	1 議会は市民の負託を受けた議決機関であり、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならないという議会の活動原則を定めています。			
	4 議会は、市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動しなければならない。	4 議会での会議は原則公開とし、市民参加が高まるよう、議会でのわかりやすい説明や資料、公開等の工夫をして活動することとしています。一般質問では、議員と執行部との議論のやりとりがわかりやすいよう一問一答方式で実施しています。	【参政】 参加意識そのものがあるようには思えない。		
	5 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。	5 議会活性化等の観点から、多様な議員が円滑な議会活動が行えるよう配慮すべきと定めたものです。議会棟のバリアフリー化や休憩室の設置、オンライン会議の開催等が考えられます			
	6 議会は、議員が議会活動と育児、介護等との両立ができるよう配慮をしなければならない。	6 会議規則第2条の議員の欠席事由等の改正を踏まえ、議員が議会活動と育児、介護等の両立ができるよう配慮すべきと定めたものです。会議等の開催時間の工夫や休日や夜間の会議開催、オンライン会議の開催等が考えられます。			
	7 議会は、ジェンダー平等の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うことができるよう配慮をしなければならない。	7 「ジェンダー平等」とは、一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることを言います。議会はこのジェンダー平等の理念に則り、多様な議員がその個性と能力を十分に発揮して議会活動を行うことができるよう配慮することとしています。			
第5条 危機管理	第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。	2011年3月に起こった東日本大震災を教訓に、議会のスピード感ある危機管理対応について定めたものです。ここでいう大規模災害等には、感染症まん延も含まれます。緊急事態において市民の生命財産等を守るため、執行部と協力して危機管理体制を整備することとしています。			
	(2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。	(2) 上記の支援本部等において、議員からの情報や要望等を収集・整理し、必要に応じて市長等に提言等を行うこととしています。	【公明】 (2) 議会は、可能な限り状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。	大規模災害等の緊急時の事案であり、意味合いとしては可能な範囲での対応という認識で良いという合意形成	
第6条 会派	第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。	1 合議体である議会において、議員は議員集団（グループ）として、会派を結成し、活動ができることとしています。			
	2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。	2 会派は、政策を中心とした同一理念を持つ議員により構成し、活動するものとしています。			

条項・見出し	条文	逐条解説	会派からの意見等	今後の対応（案）	今後の対応（案）に対する意見
第8条 議会審議における論点整理	第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。	重要な政策については、議会審議を深めるため、規定した7項目について明らかにするよう市長に求めることを定めています。 市長が提案する重要な政策とは、浜田市庁議規則に定める審議事項で、会議で審議され議会に提案されるもの、また、その他特に重要と判断されるものとしします。			
	(1) 政策の発生源				
	(2) 提案に至るまでの経緯				
	(3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討				
	(4) 市民参加の実施の有無とその内容		【浜風】 達成されていない	会派からの意見の確認	
	(5) 総合振興計画との整合性				
	(6) 財源措置				
第13条 委員会の活動	第13条 委員会は、当該委員会が所管する事務（以下「所管事務」という。）の調査を充実させること等により、委員会活動の活性化を図り、政策立案等を積極的に行うよう努めるものとする。	議会は、より詳細な審査をすることを目的とし、分野別に委員会審査を行います。委員会は、所管の政策的課題に迅速に対応し、適切な政策立案等を行うために、所管事務調査を積極的に活用し、委員会機能の充実に努めることとしています。			
	2 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。	2 委員会は、議案等の審査に当たり市民へ資料を積極的に公開し、分かりやすい議論を行うよう努めることとしています。委員会は原則公開とし、事前に日程や議題、資料等を市議会ホームページ等で周知し、議会に関心を持ってもらい、傍聴しやすい環境整備に努めます。また傍聴せずとも会議の内容が市民に伝わるよう会議の録画配信等も行うこととしています。（条例第21条に関連）			
第14条 議会広報の充実	第14条 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙のほか、ケーブルテレビ、インターネット等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、広報機能の充実に努めるものとする。	議会の活動など、市民の皆さんに関心を持っていただけるような様々な手法を活用して、広報機能の充実に努めることとしています。はまだ議会だよりやケーブルテレビ、市議会ホームページをはじめ、情報技術の進展を踏まえた広報活動について今後も検討していきます。			
	2 議会は、市民の多様な意見を把握するとともに、市政に反映させるよう、時代及び環境の変化に対応し、広聴機能の充実に努めるものとする。	2 市民に開かれた議会の実現のため、市民参加の必要性や重要性が増しています。時代や環境の変化に対応しながら、市民の多様な意見の把握に努め、市政に反映できるよう様々な手法により広聴機能の充実に努めることとしています。アンケート調査、議長なんでもメール、議会報告会や各種団体との意見交換会、はまだ市民一日議会の開催など、様々な広聴活動について今後も検討していきます。			
第15条 議会図書室	第15条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	議会図書室が十分活用されるよう充実に努めることを定めています。図書の充実だけでなく、他の図書館との連携や議会図書室の活用等の検討も必要です。	【浜風】 静的資料の保管から「政策エンジン」となるよう図書室の利用（タブレット及び自治法）を議運または特別委員会において協議する。 (イメージ) ・図書室を「調べる場所」から「政策をつくる装置（道具）」へ（機能） ・論点整理、他自治体比較、課題構造までまとめて提供 ・一般質問、委員会質疑、政策提案に“そのまま使える資料”をタブレット配信 ・視察、研修レポートの共有	会派からの意見の確認	
第19条 議員研修	第19条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、議員の研修体制の充実強化に努めるものとする。	市民の代表として、議員の政策立案等の能力の向上が求められており、議員研修の充実強化を図ることとしています。			
第23条 議会報告会	第23条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会等を開催するものとする。	市民参加、議会活動の公開を具体化する一つとして、明文化したものです。 議会の情報を積極的に公開し、市民の意見を把握し、各議員の議会活動に反映させていくために議会報告会や各種団体との意見交換会等を開催することとしています。	【公明】 議会広報の充実 第23条 議会は、市民1日議会などの広聴活動を通し、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。	議会報告会についての規定であり、広報広聴の充実は第14条にあり	

2. 複数の会派から意見（まあまあ達成・達成されていない）があった事項 →運用について今後検討する

条項・見出し	条文	逐条解説	会派からの意見等	今後の対応（案）	今後の対応（案）に対する意見
第10条 採択した請願及び陳情への対応	第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。	議会として採択した請願・陳情のうち、市長等において措置することが適当と判断したものについて、市長等にその趣旨の実現を求め、対応状況や結果などを報告するよう求めることとしています。	【浜風】 フォローアップの制度化を、議運または特別委員会において協議する。 (例) ・ 請願、陳情進捗管理表の作成 ・ 議会HPに「対応中、一部実施、完了、対応不可」を表示等  【公明】 第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるとき（各委員会判断）は、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに検証を行い、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。	議員定数等議会活性化特別委員会で検討中	
第11条 自由討議による合意形成等	第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。  2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情(以下「議案等」という。)を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。	議会は議員間の討論の場であるとの原則により、議員間における自由闊達な議論を重視することから、執行部の出席者については、質疑等における答弁を行う必要最小限とすることとしています。  2 議案等の審査においては、議員同士における議論(議員相互間の自由討議)を積極的に行い、合意形成に努め、議会としてのより良い案を導き出すことを定めています。	【浜風】 自由討議が行える「時間」や「役割」を議運または特別委員会において協議する。 (例) ・ 各委員会→採決前に必ず10分の自由討議枠 ・ 本会議→一般質問後に会派横断討議5分 【公明】 議員間討議の場は少なく、実施方法の検討が必要と考える。	※実効性のある、効果的な自由討議の実施に向けた検討を行う  議会運営委員会または議員定数等議会活性化特別委員会	
第12条 政策討論会	第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。	市政に関する重要な政策等については、議会としての共通認識の醸成と合意形成を得るため、政策討論会を開催することとしています。  重要施策や課題、政策討論会の運営については、議会運営委員会で協議・決定するものとします。	【浜風】 政策討論会を年に1回開催するよう議運または特別委員会において協議する。→行事化する。 (例) ・ 毎年10月に開催 →6月：テーマ公募(各常任委員会から1件) 7月：議運で1テーマに集約 9月：論点整理(正副委員長+事務局)	※年1回定例的に政策討論会を実施するよう運用方法について検討を行うかどうか 議会運営委員会または議員定数等議会活性化特別委員会  <a href="https://www.city.hamada.shimane.jp/www/gikai/contents/1656578116896/simple/0702.pdf">https://www.city.hamada.shimane.jp/www/gikai/contents/1656578116896/simple/0702.pdf</a>	
第14条の2 専門的知見の活用	第14条の2 議会は、島根県立大学等との連携をはじめ、広く専門的知見の有効活用に努めるものとする。	島根県立大学などの高等教育機関における専門的知見や、浜田市の知的財産である教育・技術・伝統文化などを有効活用するよう努めることとしています。	【浜風】 随時対応できるよう専門家依頼の謝金(予算化)や招へい手続きを議運または特別委員会において定める。 (例) ・ 謝金の予算化、・依頼ルートの一本化 ・ 専門家の登録制度(法律、福祉、省エネ、都市計画、防災等)	※現時点でも参考人招致、議員研修会の講師謝金の予算化は行っており活用できるが、その他に制度化を検討するかどうか	
第17条 議員の活動原則	第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。  3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。  4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。	議員は議会の構成員として、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならないという議員の活動原則を定めています。  3 議会が言論の府、合議体であることから、議員間の自由な討議を中心に活動しなければならないこととしています。  4 議員は、政策討論会等により、議員間の自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならないこととしています。	【公明】 議員間討議が思うように進んでいない。	※第11条の検討と同様の内容	
第21条 市民と議会との関係	第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。  2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。  4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする	市民へ議会の動きを積極的に情報公開し、議会としての説明責任を果たすこととしています。市議会ホームページでは、議会の取組や議員・委員会の活動、会議の資料等を積極的に公開しています。  2 本会議や委員会等、全ての会議を原則公開とし、事前に日程や議題、資料等をホームページ等で周知し、議会に関心を持ってもらい、傍聴しやすい環境整備に努めます。また傍聴せずとも会議の内容が市民に伝わるよう会議の録画配信等を行うこととしています。(条例第13条関連)  4 法律の制度を活用し、利害関係人や市民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。 【公聴会制度】・・・審査の際に、利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くことができる制度です 【参考人制度】・・・委員会審査の参考に利害関係のある人、学識経験者等から意見を聴くことができる制度です	【公明】 障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境は整っていない。  【公明】 十分な活用とは言えない。	会派からの意見の確認  ※必要に応じて制度を活用することの合意形成	
第22条 重要案件の意見交換会	第22条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。  2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。	重要案件の意見交換会について規定しています。なお、この開催は議会運営委員会で協議・決定します。  2 市政の重要な事項に対し、特に議会自ら市民の皆さんの意見を聞いて施策に反映させる方法の一つとして明文化したものです。重要案件の認識は、議会運営委員会で決定します。この開催は議会運営委員会で協議・決定します。	【浜風】 重要案件の意見交換会が、機械的に開催されるよう議運において協議する。 (例) ・ 事前に対象事案の抽出 →補正予算〇億以上、新規大型事業、市民説明会を伴う施策、総合振興計画他重要案件 ・ その他、開催時期、形式、公開方法等を協議  【公明】 重要案件の捉え方に課題があると感じる。活用していただくための工夫が必要。	※重要案件の意見交換会の運用について、議会運営委員会で検討(重要案件の意見交換会規程の見直し含む)	